

平成19年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（12名）

1番	藤井俊雄	2番	竹下尚志
3番	加納義紀	4番	大久保福義
5番	津留渉	6番	前田俊雄
7番	舩越妙子	8番	友廣英司
9番	江頭大助	10番	村山正美
11番	津口勝也	12番	後藤秀記

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（12名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	後藤良助
企業長	川原康義	局長	白水満
総務課長	櫻井隆司	経理課長	松永明
企画課長	佐伯久典	営業課長	山崎巖
工務課長	八尋正廣	建設課長	磯田慶二
浄水課長	石橋博	那珂川出張所 所長	築地陽

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	櫻井隆司	書記	山川誠治
書記	中島勝巳		

5. 議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 水資源対策特別委員会委員の選任
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第4号から議案第6号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

- 議案第4号 平成18年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について
- 議案第5号 平成19年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第1号）
- 議案第6号 春日那珂川水道企業団出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

開会 14時00分

○津口議長 こんにちは。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会いたします。

ここで報告をいたします。

情報公開制度及び個人情報保護制度運用状況報告書が企業長から、平成18年度の事業内容についての定期監査結果報告書が監査委員から、それぞれ提出されております。お手元にその写しを配付させていただいております。後ほど御一読願います。

以上、報告を終わります。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

4番大久保議員、5番津留議員を指名いたします。

日程第2、議席の指定を議題といたします。

今回新たに企業団議員に選出されました加納議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において3番に指定いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津口議長 御異議ないものと認め、加納議員の議席を3番に指定いたします。

それでは、新たに企業団議員に選出されました加納議員を御紹介いたします。

加納議員。

○加納議員 ただいま御紹介いただきました加納義紀でございます。私、前議員の万野勝徳議員が急逝されまして欠員になっておりました、その後任として選ばれてまいりました。初めてですので、よろしくお願い申し上げます。

○津口議長 日程第3、水資源対策特別委員会委員の選任を議題といたします。

現在1人が欠員となっております水資源対策特別委員会委員に加納議員を指名したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津口議長 御異議なしと認めます。よって、水資源対策特別委員会委員に加納議員を選任することに決定いたしました。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定したいと存じますが、これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津口議長 御異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定いたしました。

日程第5、今次定例会に提出されております議案第4号から議案第6号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○川原企業長 本日、ここに平成19年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中に御参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

提案理由に先立ちまして、一言申し上げます。

昨年11月の汚職事件は、地域住民の信頼を裏切り、企業団に対する信用失墜をさせ、議員各位を初め、両構成団体並びに関係機関に多大の御迷惑をおかけしましたことをまことに申しわけなく思っております。今後このような不祥事が二度と起きないように、職員一丸となって再発防止に取り組み、ただいま努力しているところでございます。

さきの事件は、公務員としての義務違反あるいは倫理観の欠如といった、職員として極めて重要な職業倫理の欠如を来したものでございまして、それに対し私たちは内部研修及び外部の講師を招聘して研修を実施してまいりました。研修につきましては、今後も継続して職員の倫理の意識を醸成させ、そして向上させるべく努力をいたしております。さらに、階層別研修につきましても、実施することでさらに精度を高めていきたいというふうに考えております。

また、さきの事件を踏まえ、契約事務の改革といたしましては、第1、第2委員会を結成いたしまして、業者の選定あるいは予定価格あるいは最低基準制限の制度、さらには事前公表、公募型の指名競争入札等を実施しております。

しかしながら、今回失った信頼を回復するためには、改革の意識の行動と態度、そういったものがあらわされねばならないと考えております。このため、接遇につきましても、これまで以上に取り組みを強化いたしまして実施してまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位並びに両顧問の御指導、御鞭撻を賜るべく、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げます議案につきましては、まず議案第4号でございますが、平成18年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算についてでございます。平成

18年度の収益的収支におきましては、収入において26億8,700万円余、支出においては25億1,500万円余、当該年度純利益は1億5,100万円です。計上させていただきます。

一方、資本的収支につきましては、収入におきまして4億4,000万円余、支出につきましては9億3,900万円余でございます。資本的収支の不足額につきましては4億9,900万円余でございます。これは、当年度分の消費税資本的収支資金調整額、これが1,900万円余でございます。過年度分の損益勘定資金といたしまして、その保留資金として4億7,900万円余をもって補てんさせていただきます。

次に、議案第5号でございますが、水道事業会計補正予算についてでございますが、収益的収入及び支出におきまして支出の更正を行っております。また、資本的収入及び支出におきましても補正減の手続をとっております。

次は、議案第6号春日那珂川水道企業団の出張所、これの設置の条例の一部改正でございますが、那珂川町役場の住居表示に伴うものでございまして、一部改正をするものでございます。

以上、3案件につきましては、水道事業運営上極めて重要な案件でございますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案説明を終わらせていただきます。

なお、議案の詳細につきましては、局長及び経理課長におきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○津口議長 松永経理課長。

○松永経理課長 経理課長でございます。まず、私の方から議案第4号及び議案第5号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第4号でございますが、平成18年度水道事業の決算についてでございます。水道事業の決算は法律で税抜きで調製するように決められておまして、決算書のほとんどは税抜きで表示をされております。そのため、予算と比較するために、別に様式を定めて説明資料の方をつけております。

赤いインデックスの議案第4号関連資料というページをお開きください。

平成18年度決算の大綱でございます。こちらの1ページをお願いいたします。

予算の執行状況でございます。収益的収入及び支出の収入でございます。

水道事業収益の決算額は26億8,716万8,594円でございます。内訳といたしまして、営業収益の給水収益、これが水道料金収入でございます。24億7,497万2,360円でございます。予算と比較いたしますと700万円の増が出ておりますが、これは平成19年2月に補正

によりまして1,900万円の減額を行っております。その後、料金収入が伸びたため、700万円の増となったものでございます。平成15年から16年、17年と若干に決算額で伸びが見られた給水収益でございますが、平成17年から18年につきましては約1,500万円の減となっております。

次に、その他営業収益でございます。決算額1億2,100万円余、これにつきましては、主なものといたしましては春日市、那珂川町からの下水道料金の徴収委託料を当企業団がいただいております。それが主なものでございます。

営業外収益、負担金でございます。8,090万6,000円。これは春日市、那珂川町から当企業団を通じて福岡地区水道企業団へ出資される費用でございます。

その他営業外収益1,000万円余、主なものといたしましては受取利息でございます。

2ページをお願いいたします。

水道事業費用でございます。決算額は25億1,515万5,323円でございます。

営業費用の原水及び浄水費、これは当企業団の浄水課の主な費用でございます。浄水場の維持管理経費でございます。2億9,100万円余。不用額として1,200万円余が出ておりますが、委託料でありますとか動力費——主に電気代でございます——に不用が生じたものでございます。

2目配水及び給水費1億2,800万円余。これは当企業団の工務課の費用でございますが、給水装置配水管についての維持管理経費でございます。公道上で漏れた漏水等の修理がこの中に入っております。

3目業務費5,100万円余。これは当企業団営業課と那珂川出張所の主な費用でございます。料金の賦課徴収経費でございます。こちらの費用におきましても700万円ほどの不用額が出ておりますが、主に委託料でございます。

4目総係費5億2,000万円余。これは統括的経費でございます。建設課の職員8名を除く人件費がすべてこの中に含まれております。不用額が1,600万円ほど出ておりますが、これは主なものといたしましては人件費、委託料でございます。

5目議会費、6目監査費でございます。

7目受水費3億5,600万円余。これが福岡地区から受水いたしております受水費用でございます。年間を通しまして約270万立米の受水を行っております。

8目減価償却費、9目資産減耗費でございます。

営業外費用、負担金8,020万6,000円。これは収入の方で申しました福岡地区への構成団体からの出資金でございます。

2目支払利息2億4,900万円余。企業債の支払利息でございます。

3 目雑支出1,900万円余。

4 目消費税及び地方消費税6,000万円余。

結果、収益的収支の差し引き額は1億7,211万3,271円となり、当年度純利益、税を除きました分といたしましては1億5,147万6,114円となっております。昨年度分からの繰り越しを含めると6億1,125万3,263円となります。

ここで、議案第4号の青いインデックスの次につけております剰余金処分計算書案というページをお開きください。

8ページでございます。平成19年度の水道事業剰余金の処分の計算書でございます。当年度の未処分利益剰余金としましては、先ほど申しましたように、6億1,100万円余が剰余金として計上されておりますが、このうち減債積立金に3,000万円を積み立てる処分の計算書案をここに添付いたしております。法律では、当該年度の純利益1億5,000万円余の20分の1以上を減債積立金として積み立てなさいとなっておりますので、当企業団といたしましては今後企業債の繰上償還等も勘案しまして、3,000万円を積み立てるということにいたしております。

それでは、先ほどの決算の大綱の方のページに戻っていただきたいと思っております。

3ページでございます。資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、資本的収入の決算額は4億4,034万3,196円でございます。内訳といたしましては、企業債の借り入れ2億円、工事負担金1億9,300万円余、国庫補助金2,343万4,000円、出資金2,343万4,000円。国庫補助金と出資金につきましては、五ヶ山ダム建設に伴います国からの国庫補助金と春日市、那珂川町から当企業団への一般会計の出資金でございます。

4ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。決算額は9億3,942万4,456円でございます。

建設改良費の内容といたしまして、1目水源浄水場施設整備費でございますが、決算額は1億4,800万円余。事業の内容として主なものといたしましては、春日市にあります天神山配水池の補強工事等を行っております。

2目配水施設整備費3億4,600万円余。これは水道の配水管等の整備費でございます。18年度は4,320mを更新及び新設を行っております。

五ヶ山ダム建設事業費9,097万7,000円。

諸設備費524万1,843円。

企業債償還金3億4,748万5,611円。

3項の国庫補助金返還金103万4,476円につきましては、平成17年度にいただいた国庫補

助金の消費税相当額を国の方に返還するものでございます。

結果、資本的収支の不足額は4億9,908万1,260円となりまして、補てん財源といたしまして消費税の資本的収支調整額と過年度分の損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

5ページをお願いいたします。

予算の補正状況でございます。18年度の予算は、2度にわたって補正を行っております。

まず、補正第1号といたしまして、五ヶ山ダム建設事業に伴う債務負担行為の変更を行っております。

次に、補正第2号といたしまして、水道料金の更正や支出の更正を行い、また債務負担行為の追加を行っております。

6ページをお願いいたします。

18年度の業務量でございます。18年度末の給水人口は14万7,298人となりまして、給水区域内人口に占めます割合、普及率は93.7%となりました。

また、年間の配水量といたしましては、1,347万792立米が配水量として出ております。1日最大の配水量は4万1,994立米で、12月31日に記録をいたしております。対しまして、料金になった水量、有収水量でございますが1,253万7,343立米となりまして、配水量との比較、有収率については93.1%となっております。供給単価、1トン当たりの平均売り上げ単価でございますが、188円04銭。給水原価、1トン当たりの平均製造単価でございますが、192.45銭。この給水原価につきましては、この当企業団の収入の中に構成団体からの福岡地区への出資金等が含まれておりまして、そういったものを除きますと175円97銭となります。

7ページには主要事業の概要を、8ページ以降には損益計算書、貸借対照表を添付いたしております。

以上が議案第4号の補足説明です。

引き続き、議案第5号の補足説明を行わせていただきます。

議案第5号は、平成19年度の水道事業会計補正予算案第1号でございます。こちらにつきましても別に様式を定め、説明資料を添付いたしております。

議案第5号関連資料というページをお開きください。

水道事業会計補正予算案に関する説明書でございます。こちらの2ページをお願いいたします。

補正予算の実施計画でございます。

まず、一番上の段、収益的収入及び支出の支出において、営業費用の配水及び給水費において694万円の減額の更正を行っております。これは当企業団の工務課におきまして今地理情報システムを稼働させておるんですが、その老朽化に伴いまして新たに賃借料を予算の中で設定をしておったのですが、その分についてすべてを減額することとしたものでございます。これについては新たに4条の方に債務負担行為を設定して、一括で計上するように予算の中に入れております。

次に、資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入の工事負担金におきまして883万4,000円の増額の補正を行っております。これは那珂川町に下水道の工事がございまして、当企業団の方においても同じ路線で水道管の布設替えを検討いたしておりました。当初は下水の法線には当企業団の配水管は支障にならないという条件で、すべて当企業団の単費で行うようにいたしておったのですが、下水の法線が変わった関係でどうしても布設替えがその中で出てきております。その費用が下水の方からこちらの方に負担金として収入が見込まれることとなったため、この補正を行うものでございます。

次に、資本的支出の方でございます。

建設改良費の水源浄水場施設整備費におきまして、5,290万円の減額の更正を行っております。これは原町浄水場におきまして、排水処理施設——この排水は捨てる方の排水でございますが——入札を行ったことで入札残が出ております。それについて減を行うものでございます。

配水施設整備費におきまして43万円の増額をいたしておりますが、これは那珂川町の工事の関係で当企業団から舗装の負担金を町の方に支払うこととしたため、追加で予算を計上することとしたものでございます。

続きまして、4ページの方をお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。先ほど申しましたように、現在当企業団で使用いたしております管路地理情報システムを新たに導入することといたしておりますが、債務負担行為を設定し、予算に計上させていただいております。限度額を4,800万円、年限を20年度と定め、ここに追加するものでございます。

以上で議案第4号及び議案第5号の補足説明を終わらせていただきます。

○津口議長 白水局長。

○白水局長 続きまして、議案第6号の補足説明をいたします。

青いインデックスのページでございます。議案第6号春日那珂川水道企業団出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。平成19年10月29日から那珂川町

役場の住居表示が変更されることに伴い、同役場内にある当企業団出張所の位置が春日那珂川水道企業団出張所設置条例第2条に規定されており、同条例の一部を改正する必要があるというものでございます。

次のページでございます。改正内容を記しております。春日那珂川水道企業団出張所設置条例の一部を次のように改正するというので、第2条の表でございます。「大字西隈64番地-1」を「西隈1丁目1番1号」に改めるというものでございます。

なお、この条例は19年10月29日から施行するというものでございまして、赤のインデックスの方に新旧対照表をつけております。ごらんいただければおわかりになると思いますが、このような第2条の更正でございます。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○津口議長 提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を終了します。

あすは午後1時から本会議を開きます。お疲れさまでした。

散会 14時25分